

平成30年7月3日
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業
商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)
作成事業の実施状況について
(平成28年度及び29年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標が商標法第3条に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を行うため、商標を構成する文字部分から調査対象とする文字(以下「調査対象文字」という。)を特定し、調査対象文字の意味合い等について、特許庁が貸与する資料、一般的な辞書及び各種専門書などを利用して、商標としての機能を果たしうるか否か(識別性の有無)等、審査の判断材料になる資料の調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では2者の参加があったところ、入札参加者は1者であった。

商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された企画書について同実施要項に定める技術審査委員会において審査した結果、必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後、平成28年2月25日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式にのっとり上記受託事業者が落札者となった。

資料 4 - 1

II 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する実施状況

1. 確保されるべき質の達成状況

(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0.002% 実施件数88,433件 のうちフィードバック 件数2件	0.003% 実施件数94,552件 のうちフィードバック 件数3件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
成果物については、特許庁が発注した日から2.5か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均 1.4か月 なお、平成28年4月 及び5月については 発注から4週間程度 で納入。	納入実績年間平均 1.4か月

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	対象件数 0件	対象件数 0件

(5) 年間の納入回数

確保すべき 対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
年度ごとにその納入処理を行うこと(約50回)。	全件年度内に納入。 (納入回数49回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成28年度	平成29年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、1ロット1,782件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均1,768件)	実施済み。 (平均1,891件)

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、発注用電子データからデータベースを構築し、調査対象案件の出願番号や商標見本などの書誌情報をサーチレポートの表紙に転載するためのシステム等、独自のシステムを構築している。それらを活用することにより、調査結果(サーチレポート)の作成や納入等に係る手作業を減らし、業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、以前より、調査者等に調査方法、業務に要する高い専門知識を修得させるための職員教育体制を確立している。また、調査終了時の校閲

資料 4 - 1

に加え、調査対象文字及び調査対象資料の選定時にも管理者がチェックを行うことや、書誌情報をサーチレポートの表紙に転載するための独自のシステムを活用することなどにより、調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入された調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックがほぼ無いことから裏付けられている。(Ⅱ 1. (1))

Ⅲ 実施経費に関する状況(平成28年度及び29年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動することから、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	28年度 ～30年度	単価当たりの 増加額	増加率
契約単価 (税抜き)	3,805 円	3,961 円	156 円	約4.1%

<経費増加額>

(1) 平成28年度及び29年度合計調査件数182,985件

$$\times \text{単価当たりの増加額}156\text{円} = 28,545,660\text{円}$$

(2) 単年度当たりの平均増加額 14,272,830円 (4.1%)

Ⅳ 評価のまとめ

平成28年度及び29年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費と比較すると、単年度当たり14,272,830円(4.1%)経費が増加している。

これは、審査官が調査結果を効率よく理解でき、審査に活用できるように「調査文献を複写した際に、該当箇所をマーキング」、「マーキングした箇所に加え調査文献の名称、発行者、発行年月日ページなどの情報をテキストデータ化する」という作業を28年度～30年度の仕様に追加したことによるものである。

審査官は、拒絶理由通知書の証左情報を記載する際に、このテキストデータをコピーして用いることができるため、テキストデータを含む調査結果(サーチレポート)が、起案作成をより効率化し、審査処理促進に貢献しているといえる。

V 今後について

事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて準備を進めている。
- (3) 本事業の入札において応札者は1者であったが、これは本事業の遂行に必要な人員、能力及び設備等を備えられる事業者が限られているためであり、一定の者に対して有利となるような入札要件はない。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 本事業は、従来経費と比較して単年度当たり 14, 272, 830円 (4. 1%) 増加しているが、これは、調査結果(サーチレポート)をより活用しやすくするための改善策を導入したことによるものである。(IV)

上述のとおり、本事業は、確保されるべき質に係る目標等を達成しているが、入札が1者であったことを踏まえ更なる競争性の確保に努めていくことが必要と考える。

また、本事業は、これまでに様々な改善を実施していることからすると、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II1(2)に規定されている「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に該当するものといえる。

そうとすると、本事業については、市場化テストを終了させていただき、今後は、当庁の責任において事業を実施することとしたい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。